

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|--------------------------|--|-------|-------|
| 1 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 物価高騰対応家計応援事業 | ①物価高騰に直面する生活者の経済的負担を軽減するため、町民への支援を行う。食料品の物価高騰による経済的負担は等しくすべての町民が強いられるため、対象は住民基本台帳に記載のあるものとし、食料品等の購入に利用可能なギフトカードを町民1人につき5,000円分配布する。 ②ギフトカード購入費、封入作業等委託料、配送料 ③ギフトカード購入費:5千円×17,262人+送料2千円=86,312千円 封入作業等委託料:13,502千円 配送料:502円×7,689件=3,860千円 総額103,674千円 ④令和8年1月1日時点において御嵩町の住民基本台帳に記載のあるもの | R8.1 | R8.3 |
| 2 | ⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 物価高騰対応水道料金減免事業 | ①物価高騰に直面する生活者や事業者の経済的負担を軽減するため、水道基本料金を減免する。 ②水道料金(うち基本料金4か月分)及び減免に要する経費 ③減免額及び減免に要する経費 35,855千円 (1)減免額(延べ25,985件) 8,800千円×4ヶ月=34,759千円 (2)システム改修委託料 798千円 (3)案内文書配布委託料 98千円 (4)案内文書印刷費 53千円 (5)他契約世帯減免額 147千円 ④町内の水道契約世帯及び事業者(官公庁を除く) | R7.8 | R7.11 |
| 3 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 物価高騰対応ごみ処理手数料減免事業 | ①物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減するため、ごみ袋を配布することでごみ処理手数料を減免する ②ごみ処理手数料及びごみ袋配布(対象者ひとりあたり50枚)に要する経費 11,627,480円 ③対象者(高校3年生までの町民)2,341人、対象世帯1,327世帯 2,341人×50枚=117,050枚 (1)ごみ袋製作費 1,313,312円=(117,050枚×約11.22円) (2)郵送料 944,080円=(1,327世帯×約711.44円) (3)配布委託料 1,176,588円=(1,327世帯×886.65円) (4)ごみ処理手数料減免額 8,193,500円(117,050枚×70円) ④町内の高校3年生までの町民を持つ保護者 | R7.6 | R7.12 |
| 4 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 物価高騰対応給食費補助事業 | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による給食費値上げ相当分を支援し、保護者負担額を維持することで、子育て世帯を支援する。 ②保護者が本来負担する給食費のうち値上げ相当分 ③(膳材料費)-(保護者負担額)=値上げ相当分 【小学校】67,292千円-44,659千円=22,633千円 【中学校】42,263千円-27,384千円=14,879千円 【合計】37,512千円(うち7,926千円に交付金を充当) ④町内小中学校の児童生徒の保護者(教職員分を除く) | R7.11 | R8.3 |
| 5 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 物価高騰対応水道料金減免事業(令和7年度補正分) | ①物価高騰に直面する生活者や事業者の経済的負担を軽減するため、水道基本料金を減免する。 ②水道料金(うち基本料金5か月分)及び減免に要する経費 ③減免額及び減免に要する経費 45,136千円 (1)減免額(6,570件) 8,780千円×5ヶ月=43,900千円 (2)システム改修委託料 858千円 (3)案内文書配布委託料 113千円 (4)案内文書印刷費 55千円 (5)他契約世帯減免額 210千円 ④町内の水道契約世帯及び事業者(官公庁を除く) | R8.1 | R8.3 |
| 6 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 物価高騰対応給食費補助事業(令和7年度補正分) | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による給食費値上げ相当分を支援し、保護者負担額を維持することで、子育て世帯を支援する。 ②保護者が本来負担する給食費のうち値上げ相当分 ③(膳材料費)-(保護者負担額)=値上げ相当分 【小学校】67,292千円-44,659千円=22,633千円 【中学校】42,263千円-27,384千円=14,879千円 【小計】37,512千円-7,926千円(R7予備費分)=29,586千円 【合計】29,586千円(うち11,369千円に交付金を充当) ④町内小中学校の児童生徒の保護者(教職員分を除く) | R8.1 | R8.3 |
| 7 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 医療・社会福祉事業等物価高騰対策支援金事業 | ①物価高騰の影響を受ける町内の医療機関等及び社会福祉事業を運営する者に対して支援金(200千円/事業所)を交付することで、持続的な医療・サービスの提供を支援し、安定的な施設運営の継続確保を目的とする。 ②支援金及び事務費 ③支援金:200千円×34事業所=6,800千円 消耗品費13千円+郵便料等22千円=事務費:35千円 ④町内の医療機関等及び社会福祉事業等を行う事業所を運営する者 | R8.1 | R8.3 |
| 8 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 物価高騰対応子育て世帯応援手当支給事業 | ①物価高騰の影響を特に大きく受ける子育て世帯に対し、国の総合経済対策に基づき実施する「物価高騰対応子育て応援手当」に独自で子どもひとり当たり10千円を上乗せすることで、物価高騰における経済的負担を軽減する。 ②手当上乗せ相当分、上乗せ支給に要する経費 ③郵便料220千円、手数料等451千円=671千円 上乗せ相当分10千円×2,500人=25,000千円 合計25,671千円 ④町内の高校3年生までの町民を持つ保護者 | R8.1 | R8.3 |